海老名市外国語教育推進業務

公募型プロポーザル募集要項

令和7年11月

海老名市教育委員会

海老名市外国語教育推進業務事業者の募集について

1 目 的

- (1) 本市教育理念「ひびきあう教育」のもと、海老名市の子どもたちが海老名で育ったことに自信と誇りを持ち、身近な人々はもちろん、世界の多種多様な人々とのコミュニケーションを楽しみ、お互いを尊重しながら、協働して社会に参画していく姿を目指す。そのための、海老名市の文化に根差した外国語教育を推進する。
- (2) 海老名市立小中学校において、生きた外国語、外国文化・生活に触れる機会を 提供し、外国の文化や英語への興味・関心・意欲を高め、外国語によるコミ ュニケーションの素地・基礎を育む指導の充実を図るために、市内小中学校 へ外国語指導助手(以下ALTという)を派遣する。
- (3) 学習指導要領に則り、海老名市立小中学校教員の外国語の指導力向上を図るべく、研修や指導体制を充実させる。

2 業務の概要

(1) 名称

海老名市外国語教育推進業務

(2)業務の内容

別紙1「海老名市外国語教育推進業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日 ~ 令和11年3月31日

(4) 想定限度額

令和8年度 84,124,700円 (消費税及び地方消費税を含む) 令和9年度 84,124,700円 (消費税及び地方消費税を含む) 令和10年度 84,124,700円 (消費税及び地方消費税を含む)

3 手 法

公募型プロポーザル方式

4 公募及び選定スケジュール

(1) 手続き開始の告示令和7年11月5日(水)

- (2) 参加受付期間(応募要項配布期間)※1次審査書類提出期間 令和7年11月5日(水)から令和7年11月19日(水)
- (3) 質問書受付期限 令和7年11月12日(水) 正午
- (4) 1次審査 令和7年11月26日(水)

- (5) 1次審査結果通知の発送令和7年12月3日(水)~8日(月)
- (6) 2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング) 令和7年12月22日(月)
- (7) 2次審査結果(最終審査結果)通知の発送 令和7年12月26日(金)
- (8) 契約時期 令和8年3月下旬

5 書類等の提出について

- (1) 提出について
 - ①資料の入手及び提出先について 海老名市ホームページからダウンロードしてください。 提出先:海老名市教育委員会 教育支援課
 - ②提出方法 持参又は書留郵便による郵送(本市では郵便事故についての責任は負いません)
 - ③提出書類 提出書類及び部数等については、別紙2「提出書類について」に記すとおり です。
 - ④提出期間 令和7年11月5日(水)から令和7年11月19日(水)必着 持参の場合は、午前9時から午後5時まで ※土日を除く
- (2) その他
 - ①提案書を提出した者は、この募集要項の記載内容に同意したものとみなします。
 - ②電子メール、電子媒体による提出は受け付けません。
 - ③提出された提案書は返却しません。
 - ④提案書の提出期限後の差し替え、修正等は認めません。

6 応募資格等

(1)参加資格要件

応募者は告示日現在において、次に掲げる要件をすべて備えていること。

- ①海老名市入札参加資格を有していること。
- ②海老名市競争入札参加停止等措置要綱(平成21年4月1日制定)の規定に基づく入札参加資格の停止期間中でないこと。
- ③労働者派遣事業許可を有していること。(但し、旧労働者派遣事業許可に限る)
- ④公立小学校又は中学校において、令和5年度以降、ALTの配置実績がある こと。
- ⑤この業務に係る授業プラン作成及びトレーニングスタッフ等がいること。
- ⑥地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7)国税、県税及び市税の滞納がない者であること。

- ⑧会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- ⑨海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団等及び暴力団経営支配法人等に該当していないこと。

(2) 提案件数

本事業にかかる提案書の提出は、1応募者につき1提案のみとする。同一企業の本社、支店等での重複応募は認めません。

(3) 欠格事項

次に該当する者は、本プロポーザルに応募することができません。また、応募者は次の者からプロポーザルに関し、直接または間接的に支援を受けることはできません。

- ①本市職員関係者及び本市議会議員関係者
- ②本市職員関係者及び本市議会議員関係者の同居の家族並びにこの者が主宰し、 又は役員・顧問等として実質的に関係する組織及び大学の研究室等に所属す るもの。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①この要項に定める手続以外の手法により、審査委員または事務局等関係者に プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- ②提案書提出後、契約締結までの期間に参加資格要件等を失った場合。
- ③実施要項に違反した場合。
- ④公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合。
- ⑤その他、審査委員会が本募集要項に違反すると認めた場合。

7 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、受託者が委託者の指示に従わないとき、その他委託業者への委託業務を継続することが適当でないと認めるとき及び海老名市の予算編成等の状況によっては、委託者は、その契約を取り消し、または期間を定めて業務の停止を命ずる場合があります。

8 説明会

特に実施しません。

9 質問書の受付と回答

- (1)業務内容に関わる質問
 - ①受付方法

質問書(様式6)により、電子メールで受け付けます。

②受付期間

告示日から令和7年11月12日(水)正午まで(必着)

③提出先 メールアドレス kyoiku-shien@city.ebina.kanagawa.jp ※電話、FAX及び口頭による質問は一切受け付けません。
※受付期間終了後は、質問の受け付けは行いません。

(2) 質問書に対する回答

市ホームページ上で随時回答します。ただし、軽易な質問については、直接 質問者に電話又はメールで回答する場合があります。

10 2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)の実施

2次審査の実施日程等については、対象者に別途通知します。

11 結果の通知

(1) 1次審査結果の通知

令和7年12月3日(水)~8日(月)に1次審査対象者に文書で通知します。

(2) 2次審査結果の通知

令和7年12月26日(金)に2次審査対象者に文書で通知するとともに「海 老名市ホームページ」に掲載します。

12 審査方法及び評価項目

(1) 審査の流れ

本プロポーザルは、海老名市外国語教育推進業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)により2段階審査方式で行います。

1次審査は応募者から審査書類の提出を求め、書類審査により2次審査対象者を5者以内に選定します。

2次審査は、提案内容に基づくプレゼンテーションの後、ヒアリングを実施 し、最も優れた1者(以下、「最優秀者」という。)を特定します。

(2) 評価項目

本プロポーザルの評価項目は、次のとおりです。

①1次審查

提出された審査書類について、提案内容及び応募者の必要資格を満たしているか等について別紙3「第一次審査評価規準」に基づき審査します。

②2次審查

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会が次に掲げる基準に照らして総合的に審査のうえ、最優秀者を決定します。

(ア) 海老名市教育委員会の定めた、別紙4「第4期海老名市外国語教育実施計画」の理解と実現に向けた具体的かつ効果的な提案に関すること。

「海老名市外国語教育実施計画」において、本プロポーザルの対象事業は、以下の7事業とする。

- 3-①全小中学校にALTを派遣
- 4-①教育委員会主催研修等における教員への研修
- 4-②ICT機器を活用した教職員の授業準備支援

- 6-①「English Day」の開催(全19校)
- 6-②海外の学校とのオンライン交流(小学校13校)
- 6-③「スピーチコンテスト」への参加
- 8-①小学校1~2年生外国語活動レッスンプラン、年間計画
- (イ)業務の内容・実績に関すること。
- (ウ) 会社の概要(理念・業務内容・ALTの採用・労務管理等) に関すること。
- (エ) 日本の学校教育に対する理解度に関すること。
- (オ) ALTへの社員教育・資質向上・守秘義務 等に関すること。
- (カ) トラブル等への対応体制に関すること。
- (キ) その他、会社独自の取組や必要と認める内容に関すること。

13 最優秀者の取扱

- (1) 特定された最優秀者に対し、本業務に係る契約の第1交渉権が与えられ、 市長は、第1交渉権を与えられた者と契約の交渉を行います。
- (2) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款によります。

14 本公募型プロポーザル方式の結果及び契約について

選定された候補者は、提出書類に基づき、具体的事業内容を市と協議するもの とし、市と候補者との間で具体的業務内容、及び契約金額について合意に達し た場合に限り、契約を締結することとします。

なお、選定した候補者が辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点の者 と契約に向けた協議を行います。

15 費用負担等

- (1) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとしますが、本市は、 提出書類を自由に使用できるものとします。ただし、特定されなかった者の 提案、アイディア及びノウハウについては、他に流用しないものとします。
- (3) プロポーザルは受注者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式契約実施 取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずるものとします。
- (5) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が定めます。

16 書類の提出先及び問合せ先

〒243-0422 神奈川県海老名市中新田 377 番地 海老名市教育委員会 教育支援課

電 話 046-235-4919 (直通)

FAX 046-231-0277

kyoiku-shien@city.ebina.kanagawa.jp